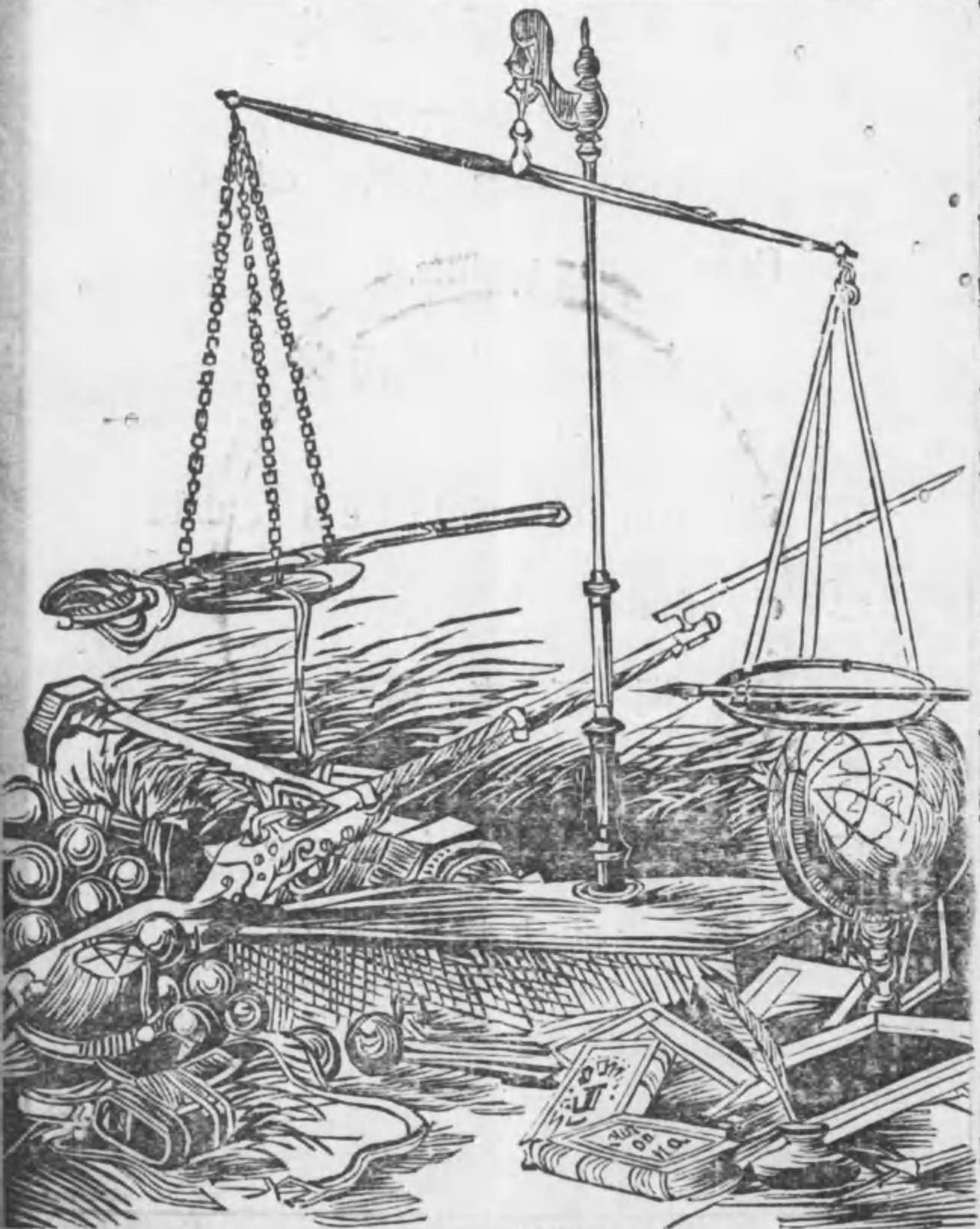


明治二十年十一月一日刊行

教育新報

第102号

郵便遞送免許



8cm 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10cm 1 2 3 4

始



論 説
日本教育探原

我邦教育ノ原始ヲ探究シ其由來スル所ヲ推敲シ方
今文物ノ旺盛ヲ致ス所以果。何ノ元素ヨリシテ詰
成スルカナ分析スルハ教育社會ノ尤欠ク可ラサル
要件ニシテ我輩記者ノ世人ニ對シ負擔セズンハア
ル可ラサル所ノ義務トナサ、ルヲ得ス

夫レ文明ト云ヒ開化ト稱スルモ特ニ言語ノ符徵ノ
ミニ非ス其之ヲ致スノ實アリテ然ル後其名アリ而
メ其實ヲ識ラントスルニ或ハ之ヲ當時ノ風潮ニ考
ヘ或ハ之ヲ遺蹟ニ徵シ始メテ其開明タリ野蠻タル
ヲ判ス可キ矣其當時ヲ想像シ其遺蹟ヲ徵考スル何
ノ根據トスル所カアル乃チ斯文是ナリ然ラハ探原
ノ初ニ於テ漢字漢文ノ傳來ヨリ推究ヲ爲スハ復無
用ノ冗辨ニ非ルヲ信スルナリ

諸君ノ業既ニ熟知スル如ク我邦上古ノ文字ナキハ

齊部廣成ノ古語拾遺ニ於テ証ス可ク盡ク口碑ニ傳
ヘニハ稗田阿禮ノ古事記三卷ヲ譜記セシカ如ク固
ヨリ疑フ可ラサル也故ニ教育ヲ擴充スルノ媒介ハ
古來單ニ言語ノ譜記ナルヲ以テ或ハ事跡ノ堙滅誤
謬ヲ免レス降テ開化崇神ノ兩朝ニ至リテ任那ノ人
來ル矣漢字ノ傳ル實ニ此時ニ始ル乎爾後文字アル
シ以テノ故ニ傳記モ粗備リ間々逸事ノ後世ニ傳リ
シ者多シ之ヲ當時教育ノ媒介テ得テ後世斯文字ヲ
使用スルノ第一世紀トス可シ

仲哀天皇九年神功皇后三韓ヲ征シ文書ヲ携帶セシ
ヨリ應神天皇十六年百濟ヨリ博士王仁ヲ貢シ皇太
子從フテ經傳ヲ學ヒシニ至リテハ文字ノ交通稍創
リ教育ヲ敷クノ橋梁ヲ得タル者ト云フ可シ之ヲ想
像スルニ廿年以降西洋ノ文物東遷シ上下舉リテ之
ヲ摸倣シ恰モ甲モ開化乙モ文明ト稱セシ近時ノ風

潮ノ如キ景況ニ在リシハ疑ナ容レサルナリ彼舍人

(羅丁語)

Vertuti, non armis, fido.

威兵後而行德先

(佛語)

La beaute sans vertu est une
fleur sans parfum.

香無花猶德無而美

(伊語)

Chi non sa niente, non dubita
di niente.

問不者識不

(英語)

Knowledge is power
也力權則識智

親王ノ日本書記ヲ見ルモ其一班ヲ知ル可シ

中古以降史學典故學等ノ名アリト雖ニ在朝ノ君子之ヲ傳フルニ止マリ帝紀ヲ撰シ風土記ヲ錄スルモノ皆民庶ノ與ラサル所ナリ况ヤ方今ノ如ク民間呼晤ノ聲ヲ絶サルノ趣アランヤ孝德ノ朝沙門晏法師及ヒ高向立埋二人ヲ以テ國ノ博士ト爲ストアリ此時已ニ學校ノ設ケアリシカ其制ノ如何ニ至リテハ之ヲ探究スルニ由ナシ天武天皇四年大學察ノ名始メテ史ニ見ル其官ハ頭助大允少允大屬少屬各一人ニシテ察中ノ庶務ヲ掌ルト云フ稍教育ノ勢力ヲ得ル者ニ庶幾シ

文德天皇大寶律令ニ大學ヲ京師ニ置キ國學ヲ諸國ニ置キ博士ノ任學生ノ業ヲ定ム然レニ學校ノ制タル專ラ人材ヲ撰ミ官ニ任スルニ在リテ未タ廣ク教育ヲ敷キ衆庶ノ智識ヲ磋キ文化ヲ進ムレノ意アルニアラス其後菅原大江ノニ氏文章院ヲ大學察内ニ

得サルニ因ス之ヲ不文無教ノ世ト稱ス可也乎

(此稿未済)

漫 錄

荒淫的ノ娼婦ヲ嫌ヒ小道具家ノ骨董舗ヲ避ケ詞訟人ノ狀師ヲ忌ム世上間々其事ナキ能ハス地廻リハ娼妓ノ易キニ如カス詞訟人ハ狀師ノ精シキニ如カサルハ尠夫モ知ル所ナレ共之ヲ爲サズ本職ヲ嫌フチ僞物ヲ好ムモノハ内ニ疑惧ノ念アレハナリ娼妓ハ慣レ易クシテ却テ人ヲ薄シ狀師ハ甚病クシテ却テ人ヲ眩惑スルノ猾者ナキニ非レハ世人疑惧ノ念ナ抱クモ亦其理ナキニアラサルモ獨リ婦人女子ノ大醫國手先生ナ疑惧スルニ至リテハ亦甚笑フ可キ事アリ余一日某ノ室家ヲ訪フ其人最恰倒ノ質タリノ診斷ヲ受ケ又某老ノ藥劑ヲ飲ム皆中途之ヲ廢シ

設ケ東曹西曹ト云ヒ藤原冬嗣ノ勸學院嵯峨橘皇后ノ學館院恒貞親王ノ淳和院在原行平ノ獎學院等總テ私立ニシテ專ラ其氏族ノ爲メニ設ケシ者トス是レ教育ノ稍欠ク可ラサルヲ解得シ貴族タル者必ス學ハズソハ職事ニ堪ヘサル者トナスニ庶幾シ其後盡ク之ヲ大學ノ別曹トス是ニ於テ乎稍教育ノ區域ヲ廣ムルニ似タリト雖ニ亦未タ普通教育ノ趣旨ニ因ルニ非ル也

中世藤原氏國權ヲ掌握シ威福ヲ擅ニスルニ至リ競フテ淫靡ヲ事トシ學術詞藻ニ走リ文化ヲ以テ國家治安ノ基礎ト爲ス者ナク僅ニ事門各宗ノ一二斯文ヲ維持シテ其業ヲ傳承セシノミ

保元平治ノ大亂後源賴朝霸府ヲ鎌倉ニ開クニ至ルノ間ハ藤原賴長藤原通憲等アリ學博シト稱スト雖ニ治務ニ益ナク却テ其叛逆ノ意ヲ助ケルニ足ルノノミ是レ常倫敗壞ノ極ニシテ其原教育ノ宜シキヲ人對曰ク某ノ先生ノ診察スルヤ對立一視隻手腕ヲ握シ輕々看過シ復容體ヲ問ハス却テ傍ニ向フテ他人ノ藥劑ヲ指揮ス某ノ先生ノ藥劑ヲ配ヘルヤ曾テ之ヲ親ラセス故ニ妾共ニ心ヲ安メ之ヲ信セサルナリ今某氏ハ診察必ス雙手慇懃舌ヲ竊ヒ復モ擦り配剤亦必ス丁寧親ラス其容體ヲ問フモ朝暮ノ氣分ヨリ是豈婦女子ノミ然ラソヤ世間往々男子ニシテ尙斯劣リ藥局モ藥籠ニ異ナラサルヲ知ラソヤ世ノ指シテ巨擘國手トナス者一見即ナ其病ノ肺タル膈タル

チ知リ微効之チ類推シ方劑早ク意中ニ定マル乃チ
雙手腕ヲ握ムモ亦餘事ノミ何ソ必スシモ喋々喧々
始メテ信ス可シトセソヤ唱婦狀師ハ事輕クシテ害
淺シ旦近ヅカズソハ好カラソ醫ハ則否ラス一視一
七死生ニ關ス慎マスソハ有ル可ラス
○脚下カラ鳥ガタツト云フ如キ遽ニ事變ノ生セシ
時ニハ人々兎角狼狽シテ却テ其爲メ大害ナシ來タス
事ナキニ非スノ如キ時ニハ心ヲ鎮メテ狼狽セサ
ルナ第一ノ良策トス假令ハ發狂人ニ出逢ヒ他ニ避
クルノ路ナク事危急ナレハ救助人ノ來ル迄ハ我身
チ狂人ノ意ニ任ス可シ或旅人宿ニ於テ寓客俄ニ發
狂シ白刃ヲ持シテ主婦ノ房ニ來リ婦人ニ向テ云フ
我レ汝カ頭ヲ斬ラント欲スト此時房中人ナク唯其
婦人ノミナレハ危急眼前ニ迫レリ婦人思ヘラク驚
ク氣色チ顕サハ災害忽チ至ラント心ニ一計ナ案シ
恭然トシテ動カス狂人ニ謂テ曰ク我レ布巾ナ取り

來リ以テ流血ノ疊ノ汚ナ拭ハント狂人果メ其策ニ
陷リ之チ許ス因テ斯婦人ハ難ナク此危急ノ場チ出
ルナ得テ他人ニ助ケテ請ヒ遂ニ狂人ヲ捕縛セシト
蓋シ此時婦人若シ狼狽シテ高聲ニ助ケテ求メ或ハ
直ニ脱ソントセハ忽チ一身分體セラレバニ必竟心
チ鎮メテ騒動セサリシニ因リ不測ノ災害ナ免レタ
ルナリ
○勸教少若 アトウハイスツコス 英國人コベット氏著
社員甘糟麿郎譯
第一章 若輩ニ諭告ス
今爰ニ會スル諸君ノ年齢ヲ考レハ已ニ其明言確說
ハ國法ノ重ンスル所ナリ全先ツ十四才乃至二十才
ノ若輩ニ諭スニ幸福ノ道ニ瓦リ萬民ノ利益ヲ圖リ
諸君ヲ輔佐スニ親戚親友ノ名譽ナキ方法ナ
説キ後ニ至テ両親ニ對シテ盡ス可キ義務ナ陳述セ
ソトス

抑余ガ専ニ求需スルハ人間ノ斯世ニ生レ身体強
壯心神確實正明ニシテ一營業ニ從事シ己レガ受ケ
タル恩義ヲ報償スルナクノハ生活スルノ通義ヲ有
セズ仮令現々其身ニ取りテ少シモ他人ニ歸負ナキ
モ終ニ己レガ子ヲ人ニ養ハシメ動モスレハ人ナシ
テ己レガ子ヲ養育セシム可キ機會ナ索ムル等ノ場
合ニ至レハ已ニ生活ノ通義ヲ失ヘル者ナリト諸君
能ク之チ心中ニ貫通シテ忘ル可ラス他人ノ勞力ニ
依頼シテ斯世ヲ過サント欲スルハ恰モ哄騙ナ始計
スル如ク甚シキニ至テハ強暴掠奪ニ比ス可キ者ア
リ
諸君中年ニ達シテ生活ノ大眼目トスル所ハ幸福安
樂ナル生涯ヲ終ルニアル可シ而シテ此着眼ニ達セ
ントスルニハ不羈獨立ノ心ナクノハ能ハサルナシ了
解セヨ己レ一個ノ功勞ヲ以テ嚮導者トセスシテ唯
々人ノ愛顧其負等ニ依頼スルハ大過失ナリ諸君一

營業ニ從事セントスル時ハ華美ナル衣服ヲ着ケ高
貴ノ尊号ヲ得ルトモ獨立ヲ保存スヘカラサル位置
ヲ索ムル勿レ斯ク言ヘハ然レニ此等ノ位置ニ就ク
者ナキ能ハスト詰ル人アルベケレニ畢竟斯クノ如
キ位置ハ幸福ヲ來スニ似テ實ハ不幸ヲ生スルノ基
ナリトハ余カ久シク實視スル所ナリ蓋シ其理ヲ說
ソニハ總テ他人ノ依怙最負ニ依頼スル者ハ同時ニ
之ヲ失フノ患アリ何ントナレハ又外ニ此人ト愛チ
競フ者アリテ常ニ其愛ヲ奪ハント欲スル時ハ此等
ノ人ノ爲メニ超越セラル、ノ恐レ寸時モ心ナ離レ
ズ怯然タル懸念ノ情恰モ奴隸ト一般ナリ實ニ餓餓
怠惰ナル犬モ此奴隸心ヲ抱ケル懶惰人ニシテ遙ニ優
ル可シ故ニ情ナレハ必ス奴隸トナルハ逃ル可カラ
ザル定則ナリ奴隸中ニモ屢々美味ヲ甘ソシ美服ヲ
纏フ者アレニ敢テ主ノ意ニ抗スル能ハ斯假令其主
ハ無道ナルカ亂醉家ナルカ愚人ナルカ然ラサレハ

此三性ノ結合シタル人物ナリに心中密カニ不平不满チ抱キナカニ顯ニ其所行ナ咎ムル能ハス學識才智其主ニ百倍スレニ其指令ニ戻ル能ハサレハ現ニ善行ト思ハサル事モ天然ノ性質ヲ曲ケテ之ニ從ヒ遂ニハ天性ノ發覺ヲ禁メテ不幸卑屈ノ人トナルヲ免レス今余カ言ナ一讀スル人々ハ此ノ如キ鄙陋凌辱ノ生活ヲ送ルヨリ寧ロ死スルヲ好シトスルナラ身体健全心神敏達ナル若輩屢好シテ奴隸ニ陥リ相競フテ此ノ賤シキ勤労ヲ求ムルハ何事ア益シ其理一ナリ目下流行ノ驕奢ニ從ヒ各人分限不相應ノ專業飲食衣服等ヲ得ント欲シテ満足ノ心ナキヨリ幸福自由ナル活業ヲ離レテ純美ナル奴隸ト化スルナリ

佛國人ハ足ルチ知ル Vivite he Peu (僕少ニテ暮スノ義ナリ)ノ三語ナ以テ獨立心ノ大元素トナスハ常ニ全ノ深ク

家中教育論(前号ノ續キ)杉山重義譯少シク思慮アル人ハ必ス能ク之ヲ了解フルナルベシ幼兒ノ各種ノ材能ニ賦與スルトコロノ教導ハ多クハ其父母ノ日ニ爲ストコロノ行事ト其言語ニヨリテ敢テ教導ヲ爲スノ意ナ有セサルモ知ラス知ラス其爲ストコロニ從フモノナリ然リト雖ニ最モ完全ニ教導シ得可キ行事ト最モ健全ナル勢力ヲ有スベキ場合トナ注意スルニ至リテハ殆ト之ヲ爲サ、ル者ノ如シ進路ノ順序ニ從ヒ一定シタル主義コ由リ之ヲ其目的ノ点ニ向ケ練熟ニ之ヲ誘導スルノ教育ハ必ス其鴻点ニ達シ得ヘシト雖ニ苟モ然ラスシテ賦與シタル所ノ教育ハ特ニ其目的ニ達スルヲ得サルノミナラス或ハ亦其希望スルトコロニ反対ノ結果ヲナスニ至ルコトナキヨモ非ラサルナリ

若シ余輩其子ノ不善ノ起源ハ皆父母ノ言行ニアラサルナク家族ニ付テ其性質ヲ形造ルコト爲シテ其

感スル所ナリ足ルチ知ルハ實ニ奴隸心ノ一大豫防ニシテ衣食住等ニ普チ關スル語ナドクトル、

ジヨンソンハ彼ノ著名ナル字典ヲ纂輯セル時 Peus

outr (年給ヲ受クル人ノ義)ナル語ヲ註解スルニ國

ハ奴隸ノ詞ナ以テセリ然ルニ其ノ後ニ至リテ自身ニ年給ヲ賜ハル人トナリ實ニ其註解ノ如ク國ノ奴

隸トナリテ死セリ斯ノ如キ多才精勤ノ人ニシテ甘

シジテ年給ヲ受ケ又如何ナル事理ニ由テ之ヲ受クルヲ要求セシヤナ考フレハ則驕奢ノ外ニ出テス而

シテ此驕奢ハ重ニ飲食等ニアリ斯ル習慣ニ迷ハサレテ缺乏ヲ生シ破廉耻ノ行アリテ遂ニハ身神ノ柔

弱ナ來タスモノナリ

(以下次号)

編者曰ク本文ノ如キハ實ニ方今ノ通害ニシテ能時弊ニ滴中ムト云可シ每号一二葉宛摘出シ大尾ニ至リ剖瀬ニ付セントス看官幸ニ愛顧ヲ賜ヘ

フレテリツク、ナリツヤ氏

場合ノ教育ノ進ミヲ考フル時ハ不善ナル父母ノ行事ノ其家族ノ風習トニ因リテ其社會ニ突入スルチ思ヒ未タ嘗テ之ヲ痛歎セスゾハアラサルナリ余ハ之ヲ稱シテ地球ノ之ヲ惡ムノ所爲ト云フモ敢テ過クルトコロノ言ナラサルナ信スルナリ如何トナレハ若シ余輩靜カニ彼等カ現時カ或ハ未來カ或ハ直接カ或ハ間接カ其勢力ヲ及ボストコロノ全キ境界ヲ推測スル時ハ總テ他ノモノヨリ最モ惡ムベキノノ父母ノ不善ノ及ボストコロノ結果ト比較スル時ハ猶不善ナル朋友ノ勢力ハ無罪ヲ以テ潔白ナリト云フ可シ

(以下次号)

雜報

○神戸師範學校にて之先頃より久しく亞米利加の學校で法律學を修業し遂ニ其証書までも得錦をか

日一十月二十年一十治明

九 日一十月二十年一十治明

ざりて歸朝されたる有名なる津田純一先生と一ヶ
月金百圓にて雇入れ、ふ相成り其校長と命せられ
しが世上の評判ではヤレ師範學校とハ小學教員と
養成する處で決して裁判官や代言人の稽古をせる
場所じやないから法律もそれは未達した先生など
師範學校の校長よりも法律學校の先生の方に間、
合ふのヤレ地方の師範學校の校長で月給百圓は余
り安ひものでございのと種々矢鱈などを申玄升た
が編者は兼て津田先生の特リ法律のみあるを諸子
百家ホイ百般の學問ふ達せられたるを知り居れど
世上の馬鹿者が亦た何を言ふぞと獨り笑ふて居り
ましたが編者のみるところ毫もちがらず今度兵
庫縣ふて之彌神戸に中學を設置され津田先生を以
て中學師範兩校の校長とな一既に去る五日よこ中
學開業の式と施行せられ縣令森岡公を始め原少書
記官並々各課々長及び區長學區取締等悉く臨席ふ
誰れでも先やうあけれどありません

○此れも同様感服至極なれ話と編者がうれしそ
うに書き出そは此度川口波戸塙の近邊へ集船學校
といふと有志數名の協力にて設置され碇泊の余暇
教授さる、といふと實に結構至極の事なり土曜日
學校あり又た此校あり家々不學の人なきよ至る期
して待つべし

○淡路は只一個の小島なれとも文學の開けたるそ
實も非常みて演説會も余程盛どみに近頃の淡路新
聞にて有志輩が頻りに教育演説會と興さんと尽力
せらるゝこと讀みまたが夫の須本中學校の校長
鹿島先生と弊社の杉山重義と嘗て東京にある校
て共に學びし人ふで頗る教育の事に骨折らるゝ先
生もへ必ず教育演説會も盛んなるとあふふと
同人か蔭ながらよろこんで居り升こんふと力を
同人も毎月二回つゝ、神戸の相生學校へ出張して教

て縣令より中學校長の任を津田先生ふ嘱せられそ
れより理化學教師永沼先生等の祝文もあり式了り
て西洋料理の五駆走も出て余程盛大ある開業式で
あり玄よ玄ソレ世間の評判と事實との差ひとこん
なもので神戸中學の追々盛大あること、と編者か
が大鼓の如き判を捺して保証せる事如件

○學問と兎角虛飾の方ふ流れ易きものあるが此れ
ふと當府下に學校の内でも最も實地ふ益あり感服
すべしと稱賛る天神筋町の菅南學校でと去る七
日より土曜日學校を開き毎日出頭の出來ぬ生徒並
に丁稚でも小僧でも土曜日の半休暇も出校して勉
強するとの出來るよふなどありますたが何より
結構などですら丁稚さんも小僧さんも土曜日よ
そ出で勉強なされ學問としら一生身の徳でも學
問も若且那やばんさんのよふな閑暇な人をかりが
るものでは御坐り升せん人間と名の付くものと
するものでは御坐り升せん人間と名の付くものと

育のこととを演説して居ります

○民權家は土佐の山林より出て演説者は三田の長
屋より出つと迄世人の許したる程能辨家の集りた
る東京三田福澤先生の門下よりも最も勇辨の聞ゑ
ある甲斐織衛先生と兼てより神戸商法講習所よて
生徒も教授せられ居りしが先生は頗る商法學に達
せられたるを以て四方より先生を招きてその演説
と願ふもの多く此頃は當地よりも招待せる人あり
先生も幸ふ十里の鐵道と遠しとせずして毎月數回
當府下へもきたゝれ商法の演説をせらるゝ所と
慥か道修町心齋橋筋西へ入ル北側とか聞きぬ皆さ
んいつてた聞あされ又以て我府下を利するところ
あるべしと編者堅く之と保証仕候

○畫は無益のものだ坏云ふ妙な人が世よと澤山あ
れども皆譯もない囁語にて其証據もは東京の工部
大學校にても畫學と教へられ府縣の小學校にても

書學の科あるをもつて世上の人も稍くその有益なることを知り東京にて近頃油畫が大流行なれども當府下にそいまだよき油畫師もなかりしより人々いまだ油畫の名をきいて其實物とみしことさゑなかりしが先頃より菱洲加島信成といふ油畫の先生が當地でその業を始められてより追々油畫の有益なるを知り先生ふ來りて己れの肖像を寫さんとを求むるもあり又先生ふ付てこれを學ぶ生徒も陸續增加する様子です追々書も面目を改めて實の美術の一つともなりましよう

○過日當府第五課より各大區學區取締へ各小學にて入用の就學牌の員數を取調よと達せられました

○小學の教科書も是迄文部省出版とか東京師範學校編輯とかいふ書てなければ用いぬとか用いらねどかいふ處が澤山ありましたが兼ても記載しまして通り決して文部省の出版より外ふぞ良善の書

ふし白目鍍を以て銅の酸化を防ぎしは皆さんも知りての通り青く綠青が直ふ出ますが其綠青と酸化といふのでそ總て鑄屬(アンダモニュム)を含みて居ますそれを白目鍍と別で此氣充分あり大毒故以來は錫を鍍て健康を害はぬよふふとて厚き五趣意てすから皆さん氣を付なさい錫も鑄屬てはありますか毒氣の薄き物て五坐り升

○東京ても京都ても又當地でも兎角人力車引杯ハ不當の賃錢を貰り田舎から初て來た人を大に迷惑する事が間々あります根が教育を受けあい人てたまから深くも尤められません然るよ先達て府廳から不當の賃金を請求する者は該車の番号を認め巡行の巡査ふ届けろとお達しがありましたが前のことといひ何もかも能くれ手の届く事であります

○竹に雀と仙臺三の御紋でない其仙臺に雀より大きな鶴鳴社といふ御役所てもなく學校でもなさ

藉らないといふ筈もなく又東京師範學校編輯の讀本や地誌畧杯の先年東京ニ始メテ師範學校を置かれ一時小學の教科書がなひとて急よ編輯されましたの故にしても一寸は俄こしらへの氣味が見へましモー其頃同校より居りました上等の生徒杯は彼は喧嘩申されましたが其儘今日迄教科書も加えて居ますのを今度愛媛縣師範學校で悉皆改正さるゝとかの事で摘要日本地誌略といぬ二冊ものが出版となりました下等小學の六七級よそ適當の書と存し升さしか翻刻あり分板なりするとの事でしよから御望みあとは弊社まで御一報被下度まつて口上サヨー

○衛生と人生欠く可うさる須要の事柄てありいかからた目よかけまそ「之ヲ大コハ社會ノ利益ヲ計画シ之ヲ小コシテハ各自ノ智識ヲ交換ス是レ此社ヲ結合スル所以ノ大趣意ナリ討論演説談話輪講時ニ從ヒ之ヲ定メ世道人心ヨリ學術工業ニ至リ之ヲ講シ之ヲ讀シテ他日之ヲ事業ニ發セント欲スルナリ同志ノ諸君焉ソ此社ニ入ルナ爲サル其規則ノ如キハ請フ之ヲ仙臺新聞社ニ問ヘ」と大聲を發して鳴かれましたイヤ書いてありました

○社員天野皎か編輯したる小學養生談と杉山重義か譯し(ギズー)氏の政談といふ二本と過日發行いたしました

投書

前号ノ續

赤浦ノ一寒生

馬ニ跨リ敵障ヲ衝クニ其馬若シ軟弱ナレハ

亦タ隨フテ萎靡シ馳騁ノ勇ナ逞フスル能ハス然レ
ニ之ニ反シ其馬若シ肥大強壯一瞬千里ノ能アル時
ハ騎者ノ勇威モ日頃ニ十倍シ驅逐退意ノ如クナ
ラサルナカラシニマ人ノ精神ノ身体ヨリ其輔翼嚮
導ヲ受クルモ亦タ猶ホ斯ノ如シ身体薄弱虛羸ナル
時ハ精神モ隨テ衰耗シ勇邁ノ氣ナク之ナシヲ強テ
事ヲ爲サントスル時ハ却テ死亡ヲ速クカ否ラサレ
ハ魯蒙ノ人トナルヲ免レサランノミ

故ニ前ニ述フルカ如ク憲勵シテ一科一業ヲ遂ケン
ト欲スル處ノ少年ハ勉メテ体ノ健康ニ注意セサル
可カラス苟モ慮ノ是ニ出テサル時ハ智識モ隨テ其
勢ノ過半ヲ減スルニ至ルヘシ是レ予カ常ニ信シ且
人ハ恰モ之ヲ智識ト鬪テ戰死スル者ト云フモ不可
ナルナキカ如シ

昔時英國ノ僧侶ノ爲セシ獨孤ノ如キ事ヲ勸ムルニ
非ラスト雖ニ唯學者ノ注目ヲ要スルノ件ハ他ナシ

過失トモ云フベシ此ノ弊タル氣候ノ然ラシムル處
カ修業ノ慣習カ將タ交際ノ惡風ニ由ル乎抑モ又衣
食住ノ其法ニ適セサル乎其原因ヲ詳ニスル能ハス
ト雖ニ此ノ心体ノ相關係スルノ事タル又タ疑ナ容
ル可カラサルナリ今ノ學者身體ノ強壯ナラサルヨ
リシテ我希望スル處ノ事業ノ半モ成就スルヲ得
スシテ或ハ修學問ニ胃病咽喉病ニ罹リ衰弱シ其狀
恰モ骸骨ノ如キモノアリ或ハ空氣ノ寒執チ恐レ通
常ノ食物ヲ喫メル能ハス少シク滋氣ニ觸ル、時ハ
直ニ寒胃ニ感スルモノアリ或ハ假令ヒ身體ノ保養
ハ缺クル處ナキモ五六年ヲ出テスシテ去テ墓下ノ
骨トナル者アリ豈ニ悲歡惋惜ニ勝ニ可ンヤ此等ノ
ハ須ラク其狹隘ニシテ空氣光線ノ不通ナル閑室ニ
坐シ煙室爐ヲ擁スルヲ止メ之ニ反ソ乾淨々闊蕩々
タル地ニ出テ清新ノ空氣ヲ呼吸シ支体ヲ運動スヘ
シ渾テ讀書或ハ精神ヲ勞スル業ニ從事シ倦怠ヲ覺

凡心神ヲ勞スルノ巧拙ニヨリ生命ノ短命強
スルヲ少ナカラス故ニ以テ苟モ才智ヲ充ム
セント欲スル人ハ必ス其身材ノ強健ナル通常工
夫ノ右ニ出ルノ資ニ非サルヨリハ其精力ヲ盡ス能
ハサルナリ古ノ力士格闘者ノ如キ身材腕力ヲ要ス
ルト云フニ非サルモノ通例學士ハ靜座默居ノ時多
キナ以テ神經筋骨ノ諸力ハ單ニ耕耘ヲ業トシテ心
思ヲ煩勞セサル者ヨリ彌剛ナラサル可カラス

余カ此ニ論スル本意ハ敢テ健全術ヲ講シ身體ヲ保
護スルノ方法ニ非ス只其取要ナル證左ナ示スニ在
ルノミ然レニ爰ニ聊カ余カ常ニ留心注意セル處ノ
モノヲ論セソ總テ身體血液ノ溫度ヲ増ント欲セハ
人ニ對シテ主張スル處ノ說ナリ世ノ職業ヲ專ニス
ル者或ハ法教師ノ如キハ往々此ノ弊ニ陥リ易ク其
業戌ラスシテ中途ニシテ窮迫絶望遂ニ成ルナキ者
ニ隨處ニ見ル有ルハ正シク我カ國人(亞國)ノ一大
ト雖ニ狀師、新聞記者、論政家、法官、博士、法教師、
ノ如キハ假令ヒ大ニ精神ヲ勞スルモ輕懶ニシテ鄙
シ奔馳趨走スルノ快且樂ナルニ如カサルナリ然リ
ト隨ニ遊嬉ナストキハ人或ハ之ヲ目シテ威儀ヲ
失スルモノトスルモ亦タ知ルヘカラス

(以下次号)

○第九号

官報 教育上ニ關スル者或ハ一般
人民ノ知ラズソハ有ル可ラ
サル者ノ外ハ記セス

文部省配付小學補助金ノ儀小學校ニ配付若クハ小
學校教員給料小學校書籍器械費小學校營繕費學區
取締給料等ニ仕拂ノ外別ニ支消ヲ要スル節ハ金員
並ニ事由ヲ具シ文部省ヘ可伺出此旨相達候事

明治十一年十一月廿九日

文部卿西郷從道

○天第百八十三号

文部卿西郷從道

○第十号
文部省配付公立師範學校補助金ノ儀師範學校教員給料師範學校書籍器械費師範學校營繕費師範學校長及職員給料等ニ仕拂ノ外別ニ支消ヲ要スル節ハ

金員並ニ其事由ヲ具シ文部省へ可伺出此旨相達候事

明治十一年十一月廿九日

文部卿西郷從道

○第十一号
文部省配付小學補助金並ニ公立師範學校補助金ノ

儀文部省へ經伺ノ上支消スル件ハ右ノ補助金勘定帳中毎件何年何月何日伺濟ト附記可致此旨相達候事

明治十一年十一月廿九日

文部卿西郷從道

○第十二号
文部省配付小學補助金並ニ公立師範學校補助金ノ儀文部省へ經伺ノ上支消スル件ハ右ノ補助金勘定帳中毎件何年何月何日伺濟ト附記可致此旨相達候事

明治十一年十一月廿二日

工部卿井上馨代理

○天第百七十五号

明治十一年十一月廿五日

大坂府知事渡邊昇
社・告

ル者又ハ將來願ヒ出候者トモ同日ヨリ手數料トシテ壹ヶ年ニ付金十五圓ノ割合ヲ以テ取立ベキ條兼テ最寄電信分局ト約定致シ置可申候此旨布達候事

明治十一年十一月廿二日

工部卿井上馨代理

○天第百七十五号
太政官壹両札以下并民部省金札交換ノ義ニ付本年當府天第七拾号並同号附錄及ヒ天第百号ヲ以及布達候ニ付テハ最早引換残ハ有之間數然ル所交換渉引換方ノ儀ニ付東京府外四縣ヨリ大藏省エ上申ノ趣モ有之特別ノ譯ヲ以テ交換聞届來ル十二月廿一日限管内無渉取調可申出旨今般同省ヨリ達有之候尙無遺滿取調所持ノ者ハ來ル十二月廿八日限可申出尤右期日ヲ過キ候ハ、何様ノ苦情申出候共交換難相成候條此旨管内無漏相達候事（但書畧之）

五十 日一十月二十年一十治明

教育新聞第廿二號

明治十一年十一月廿九日

文部卿西郷從道

○天第百八十三号

文部卿西郷從道

出版々權願届書ノ儀ニ付明治九年一月地第四号ヲ以相達置候但書左之通改正候條此旨管内該營業ノ者ヘ無渉相達候事

明治十一年十二月四日

大坂府知事渡邊昇

但著者ノ相續人住所不相分節ハ願届書ヘ將來右相續人ヨリ如何様申出候共私引請可申旨記載可致候尤是迄願届濟ト雖ヒ著者故人ヲ其相續人連印無之分ハ右ニ準シ更ニ届書可差出候事

○第十八号

和文電報ノ出狀トモ住所姓名ニ至ル迄從來本文同一ノ割合ヲ以テ賃錢取立候處來ル明治十二年一月一日ヨリ國中一般距里ノ遠近ニ拘ハラス住所姓名ハ壹通每ニ金五錢ヲ取立且是マテ署名許可ヲ得タ

抑本社ヲ設立シ教育ノ公益ヲ謀ラソズルノ儀ハ同學諸兄ト浪華ニ會スルノ日粗決定スト雖ヒ各一地其餘暇本紙ヲ發兌シ遠隔ノ地ニ在リテ集會ヲ得サル同好諸君ノ需用ニ供セントス

方ニ奉仕スルヲ以テ專其事ニ從フナ得スコヽコ於ヲ各地官立師範學校ヲ中心トシ會同ヲ計リ或ハ通信ヲ開キ各地教育ノ便否得失ヲ討論シ聊カ素志ヲ

明治二十一年十月一日

教育新聞第廿二號

七十

明治二十一年十月一日

漏サントス然ルニ本年一月東京ヲ除クノ外官立師範學校廢止ノ令アリ同學諸兄ノ離散スル者益多ク終ニ其期會ヲ得幸ニ諸兄ノ各府縣學事ニ鞅掌スル者アリト雖ニ一隅或ハ一邊鄙ノ地ニ駐在スル如キニ至リテハ會同ヲ得ル最難ク隨テ通信モ亦疎闊ニ過ルノ憾アリ本年春英忠天野皎ト共ニ兵庫コ在リ會談此事ニ及フ切歎ニ堪ヘス社友ヲ獎勵シテ教育新聞ノ一社ヲ開カノ素志ヲ擴メントス然レニ同シク仕藉ニ在ルヲ以テ復專ラ社務ヲ擔理スル能ハス曩ニ皎官ヲ辭シ假ニ其責ニ任スト雖ニ亦薪食ノ憂アリ爾來體裁ヲ改メ或ハ發兌ヲ減シ其絶ヘサル恰モ縷ノ如ク實ニ諸兄ニ對シ赧然タルニ堪ヘサル也近頃社友野澤玄宣歩ヲ浪華ニ移シ英忠亦職ヲ辭シテ閑ニ就クニ際ス乃玄宣ヲ推シテ編輯長トシ新聞ノ體裁ヲ焉ニ復シ社則ヲ釐正シ本社設立ノ趣旨ナ達セントス英忠等自ラ計ヲ進ミテ教育先導者入札全數ヲ以テ之ニ撰入ス可シ

第五條 通信員

社ニ會同シテ事ヲ議シ或ハ遠隔ノ地ニ在リト雖ニ厚ク教育ニ意ヲ用ヰ本社ノ体裁ニ關スル者トス之ニ加ランコト望ム者ハ一ノ社員ノ紹介ニヨリ社員入札全數ヲ以テ之ニ撰入ス可シ

第六條 格外員

遠國ヨリ來坂シ一時滞坂スル者或ハ通信員ニ非スト雖ニ遠隔ノ地ニ在リテ厚ク教育ニ心ヲ用ヰ社員ノ名義ヲ帶フル者トスヘ之ヲ撰入シ及ヒ依頼スルノ手續ハ通信員ニ同シ

タルニ堪フルト爲スニ非ス庶幾クハ諸兄ト智識ヲ交換シ素志ヲ遂クルアラソナ冀望スルノミ請フ諸兄ニ任其人ニ非ルヲ尤ムル勿レ他日千里ノ能アリテ克ク教育ノ牛耳ヲ取ル者斯社ヨリ出ルノ時アラソ忠等ハ特ニ死馬ノ支骨ノミ茲ニ本社ノ制規ヲ付記シ諸兄ノ覽閱ニ供シ併セテ社運ノ隆盛ヲ豫期ス

ト云爾

大坂教育社制規

第一條 主旨

社ヲ設立スルノ主旨ハ同志集會或ヘ書信ヲ通シ教育ヲ擴充スルヲ謀ルニ在リ

第二條 因ル

社名

社ヲ大坂ニ置キ專ラ教育ニ關スル事項ヲ討議スルニ因ル

第三條 社員

第七條 會日

毎日曜日ヲ以テ社員會同ノ定日トス

第八條

社ノ書類會計等ヘ定員中之在坂ノ者ヲ撰定シ之ヲ關

第九條

教育新聞發兌收入純益金ハ之ヲ三分シ一ヲ蓄積金トナシ一ヲ定員分配金トナシ一ヲ通信員ノ分配金トナス

第十條

社ノ制規ヲ改正増減スルハ定員商議ノ上三分ノニ以上ノ多數ヲ以テ之ヲ決ス可シ

以上

明治十一年十二月

大阪教育社員

松本英忠謹

○本紙ハ外々ノ新聞ト異ニシテ集メテ一小冊子ト
ナシ教官或ハ生學ノ爲メ有益ナル教育論等ヲ每号
ニ編述シ看官ニ供スルノ趣旨ナレハ尊覽ニ玉論名
說等散逸ナク御投寄アランコト請フ

○府縣中小學教員或ハ師範學校教員等御採用ノ際
ハ住所及給料等御記載御申越シ被下候ハ、適當ノ
人物御周旋可仕候

○各府縣教育委任ノ諸官吏（學務課學區取締巡回
訓導等）其區域内ノ學校或ハ生徒等へ御頒與ノ爲
メ取經メ本紙ヲ購求被成候節ハ拾別相勸キ賣捌直
段ヲ以テ差上可申候

○教育ニ關スル物品乃チ書藉筆墨紙其他學校用諸
器共賣弘ノ廣告ハ廉價ヲ以テ御引受ケ可申候定價
左之通

一行ニ付一號分金二錢 全一ヶ月分金一錢八厘
畫ハ其行數ノ割合ニヨリ申受別段增價不致候

○教員ノ閑散ニテ他ニ奉職御求ノ方ハ本社へ御住
所姓名及ヒ思召ノ俸給御通知有之候ヘハ無代ナ以
テ左ノ報告仕候
給料幾許ヲ以テ教師志願ノ向府縣或ハ何官立師
範學校卒業生アリ右聘用ノ方ハ本社へ御通知被
下度候

本社新聞定價

一部金四錢〇一ヶ月前金十錢〇三ヶ月二十八錢〇
半ヶ年五十錢 府外遞送ノ分ハ定價ノ外每号壹錢
宛郵便稅申受ク候且前金ノ期月相切レ候共御斷ノ
御沙汰無之間ハ引續差出可申候事

本局 大阪教育社

今橋壹町目十四番地

編輯人 野澤玄宣
印刷人 天野皎
印 刷 大坂新報社

終